



平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 大 幸 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 仁
(コード番号: 4574 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 財 務 本 部 長 吉 川 友 貞
(TEL. 06-6382-1135)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 64 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、自己株式取得の規定を新設するものであります。
- (2) 社外監査役として優秀な人物を確保するために、社外監査役の責任を法令の定める限度に限定する契約を締結できる旨を、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、新設するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(自己株式の取得)</u> 第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の <u>規定により、取締役会の決議によっ</u> <u>て市場取引等により自己株式を取得</u> <u>することができる。</u>
第 7 条～第 30 条 (条文省略)	第 8 条～第 31 条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 31 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の <u>規定により、社外監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償 責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令が定 める額とする。</u></p> <p>第 33 条～第 36 条 (現行通り)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)

以 上